

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の概要(令和6年度税制改正後)

○ 父母や祖父母などの直系尊属から、住宅の新築・取得・増改築のための資金の贈与を受けた場合において、その資金のうち一定の金額について贈与税を非課税とする制度。

贈与税非課税限度額	質の高い住宅	一般住宅
	1,000万円	500万円

適用期限	令和6年1月1日から令和8年12月31日までに贈与
------	---------------------------

所得要件	贈与を受けた年の受贈者の合計所得金額が2,000万円以下
------	------------------------------

床面積要件	50㎡以上 ※合計所得金額が1,000万円以下の受贈者に限り、40㎡以上50㎡未満の住宅についても適用。
-------	---

質の高い住宅の要件	以下のいずれかに該当すること。 ※増改築の場合においては、増改築後の住宅が以下のいずれかに該当すること。
-----------	---

新築住宅	①断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上 ※令和5年末までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅は、断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上 ②耐震等級2以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級3以上
既存住宅・増改築	①断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上 ②耐震等級2以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級3以上